

災害弔慰金等の支給に係る弁護士費用の立替事業に関する規則

(平成二十四年十月二十三日規則第五百五十三号)

改正 平成三〇年 二月一五日

(目的)

第一条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第三条第一項に規定する政令で定める災害であつて平成二十三年三月十一日以後に発生したもの(以下「対象災害」という。)により死亡した者の遺族又は対象災害により精神若しくは身体に著しい障害を受けた者(以下「被災者等」という。)が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金又は災害障害見舞金(以下「災害弔慰金等」という。)の支給を受けることに困難な事情があつて、弁護士に依頼する必要性及び相当性がある場合に、災害復興支援基金の設置、管理及び支出に関する規則(規則第八十七号)第五条第三項の規定に基づく支出として、被災者等に対して弁護士費用の立替えをする事業を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(弁護士費用の立替え)

- 1 -

第二条 本会は、被災者等について、次の各号の事由をいずれも満たすと認める場合は、弁護士費用の立替えをすることができる。

- 一 災害弔慰金にあつては、対象災害により死亡し、かつ、対象災害の発生時点において、対象災害により災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村(東日本大震災においては、東京都を除く。以下同じ。)の区域に住所を有していた者の遺族であること。災害障害見舞金にあつては、対象災害により精神又は身体に著しい障害を受け、かつ、対象災害の発生時点において対象災害により災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有していた者であること。
- 二 災害弔慰金の支給等に関する法律又は前号の市町村の条例において災害弔慰金等の支給を受ける資格を有している者であること。
- 三 因果関係に争いがあるなど、災害弔慰金等の支給を受けることに困難を来していること。
- 四 弁護士に依頼する必要性及び相当性があること。
- 五 災害弔慰金等の支給を受ける見込みがないとはいえないこと。

(弁護士費用の立替えの申込み)

- 2 -

第三条 前条各号の要件を満たす者は、受任を予定する弁護士を通じて、本会に対し、災害弔慰金等の支給に関する弁護士費用の立替えを申し込むことができる。

(立替金の支出)

第四条 本会が立て替える弁護士費用は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 着手金 五万円及び消費税相当額
- 二 着手時の実費相当分 三万円
- 三 着手後の追加実費相当分 七万円を上限として本会が必要と認める額

(立替金の償還)

第五条 前条の規定により立て替えた弁護士費用は、災害弔慰金等の支給又は不支給が決定された後、申込者に償還を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、申込者の資力等を考慮して、全部又は一部の償還を免除することができる。

(成功報酬)

第六条 受任弁護士は、災害弔慰金等が支給された場合は、別に細則で定める成功報酬を受け取ることができる。

(細則への委任)

第七条 この規則を実施するために必要な事項は、別に細

則で定める。

附 則

この規則は、平成二十四年十一月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年二月一五日改正)

第一条及び第二条第一号の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。